

## 綾部市農地転用を伴う太陽光発電設備設置のガイドライン

本ガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者及び設置場所関係者（以下「隣接農地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、周辺農地等における農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、隣接農地所有者、近隣の居住者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響がない旨説明する書類等を示し、地域の要望等により説明会の開催を求められたときは、適切な場にて十分説明をすること。
- 3 事業者は、農地転用後の土地利用においても、事業地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努め、関係者から要請があった場合には速やかに対応すること。
- 4 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任で速やかに発電設備を撤去すること。
- 5 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。
- 6 事業者は、農地転用許可申請にあたって、申請時には「太陽光発電設備の設置に係る確認書（様式第1号）」を申請書に添付し、提出すること。
- 7 事業者は、関係法令及び条例等のほか、環境省策定の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づいて事業を行うこと。

### 附 則

このガイドラインは、令和7年8月13日より施行し、令和7年10月21日以降に受け付ける申請より適用する。

様式第 1 号

## 太陽光発電設備の設置に係る確認書（案）

（転用事業者）

住所

氏名

### 設置場所の表示

	町	字	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
綾部市					

上記土地に転用事業者が太陽光発電設備を設置することについては、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺環境への影響がない旨説明する書類等を示し、十分な説明を受けたことを確認しました。

確認者	住所	氏名 (自署)	確認日
隣接農地所有者			
隣接農地耕作者			
隣接居住者			
農業委員会協力員			
自治会長			

※足りない場合は別紙を使用すること。

農 業 委 員 員 (自書) \_\_\_\_\_

農地利用最適化推進委員 (自書) \_\_\_\_\_

附帯条件 (必要な場合に記入)